

平成27年度

第1回 宇都宮市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 平成27年7月30日(木) 午後4時30分～

2 会 場 宇都宮市役所14階 14A会議室

3 出席委員

被保険者代表

半貫 光芳 委員 荒川 恒男 委員 齋藤 健吾 委員
森田 陽子 委員 大森 澄雄 委員 大根田 博章 委員
山口 弘一 委員

保険医・保険薬剤師代表

片山 辰郎 委員 吉田 良二 委員 金子 達 委員
廣田 孝之 委員

公益代表

工藤 稔行 委員 塚田 典功 委員 塚原 毅繁 委員
大貫 隆久 委員 山口 建一 委員 上野 元子 委員
笹川 陽子 委員

被用者保険代表

栗田 昭治 委員 郷 孝夫 委員 (以上20名)

4 欠席委員

保険医・保険薬剤師代表

齋藤 公司 委員 北條 茂男 委員 赤沼 岩男 委員

被用者保険代表

野中 貞明 委員 (以上4名)

5 出席職員

保健福祉部長	本橋 道正	保健福祉部次長	酒井 典久
保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹		眞船 稔之	
保険年金課長	橋本 一守	保険年金課長補佐	大野 貴司
管理グループ係長	薄井 季之	国保給付グループ係長	西田 真実
国保税グループ係長	高栖 守能	収納グループ係長	中村 正基
滞納整理グループ係長	阿久津 孝夫		
管理グループ総括主査	関本 耕司	国保給付グループ総括主査	小井川 雅美
国保税グループ総括主査	高賀茂 泉	滞納整理グループ総括主査	大山 剛
管理グループ主任主事	田崎 宗宏		
健康増進課長	鈴木 裕之	健康診査グループ係長	岡田 美穂子

6 会議録署名委員

半貫 光芳 委員 片山 辰郎 委員 (議長指名)

7 付議事項

(1) 報告事項

- ・報告第1号 平成26年度国民健康保険特別会計の決算状況（見込み）について
- ・報告第2号 平成27年度国民健康保険税の賦課状況について

(開会 午後4時30分)

【事務局】 それでは定刻となりましたので、ただ今から、平成27年度第1回宇都宮市 国民健康保険運営協議会を開会いたします。私は保険年金課管理グループ係長の薄井と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。はじめに、会議の定足数について御報告いたします。本協議会の定数は、24名であります。本日出席されております委員は、1名到着が遅れていらっしゃるようですが、20名であります。規則に定める、半数以上の委員が出席されており、会議の定足数を満たしておりますので、本会議が成立していることを、事前に御報告さ

させていただきます。

次に、本協議会の役割について御説明いたします。会議資料の1ページ、資料1をお開きください。

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に設置される附属機関であります。国民健康保険の運営に関する重要事項について市長から諮問があったときは、審議して答申を行い、また、国民健康保険の運営について必要があると認めるときは、審議して市長に意見を提出することができます。本市では国民健康保険税の税率につきまして2年ごとに見直しの協議を行っており、本年はその年度に当たりますので、本日の会議におきまして、この後、市長からの諮問がございます。

次に、委員の皆様の任期であります。平成27年7月1日から平成29年6月30日までの2年間となっております。委員の皆様には、今後2年間御協力いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日は辞令書が交付となっておりますので、ご確認くださいませよう、よろしくお願いいたします。

資料に戻りまして、会議次第を御覧ください。こちらのほうに、名簿がございます。

まず、被保険者を代表する委員7名の方をご紹介します。

(委員名簿に基づき紹介)

次に、保険医・保険薬剤師を代表する委員7名の方を御紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

続きまして、公益を代表する委員7名の方を御紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

最後に、被用者保険等保険者を代表する委員3名の方を御紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

以上でございます。また、事務局職員につきましては、この名簿の裏面に記載しました事務局名簿のとおりでございます。

続きまして、会長及び会長職務代理者の選出であります。本日は改選後初めての協議会であり、会長及び会長職務代理者が選出されておられませんので、宇都宮市国民健康保険規則第4条の規定により、年長者を仮議長として選出することとなります。年長者は大貫委員でございますので、議長席にお移りいただき、会議の進行をお願いいたします。

【仮議長】 ただ今、仮議長を御指名いただきました大貫でございます。会長選出までの間、私が議長の役を務めさせていただきますので、どうぞ御協力の程よろしくをお願いいたします。

それでは、次第1(3)の「会長及び会長職務代理者の選出」についてであります。選出方法について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 お手元の資料の5ページ資料2を御覧ください。会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条によりまして、会長は、「公益を代表する委員の中から選出する。」とされております。また、選出方法につきましては、宇都宮市国民健康保険規則第15条により、無記名投票とされておりますが、委員の皆様が異議がないときは、「指名推薦の方法を用いることができる」と規定されておりますことから、従来、この指名推薦の方法で会長の選出を行ってきたところであります。

【仮議長】 ただ今、事務局から説明がありましたように、従来、指名推薦の方法により、選出しておりましたので、指名推薦により会長を選出することで、いかがでしょうか。

【委員】 (異議なしの声)

【仮議長】 御異議がありませんので、指名推薦とさせていただきます。どなたか推薦をお願いいたします。

【委員】 会長には、市議会議員を4期務められるとともに、国保運営協議会委員や、議会各種委員会の委員長を歴任されている「塚原毅繁委員」が適任と思われまますので、推薦いたします。

【仮議長】 ただ今、塚田委員から、「塚原委員」を推薦する旨の発言がありましたが、いかがでしょうか。

【委員】（異議なしの声）

【仮議長】 御異議ございませんので、本協議会の会長は「塚原委員」に、決定いたします。

皆様方の御協力によりまして、新しい会長が決定いたしましたので、これからの進行につきましては、会長をお願いいたします。御協力ありがとうございました。

【事務局】 大貫委員、ありがとうございました。それでは、ただ今、会長に選出されました塚原委員には、会長席にお移りいただき、御挨拶をお願いいたします。

【会長】 ただ今、皆様方のご推薦により、会長職を仰せつかることになりました塚原毅繁でございます。

本日、皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして感謝申し上げます。さて、国民健康保険制度につきましては、先の国会におきまして、昭和36年の「国民皆保険」成立以来、半世紀ぶりの改革となる「国民健康保険法の改正法」が成立したところであります。平成30年度から国保財政運営の主体が県へ移行するなど、その在り方が大きく変わろうとしております。

制度設計の詳細につきましては、地方を交えながら、引き続き国において議論されることとなっており、その動向はますます注目されるところであります。

本市におきましても、こうした動向を注視しつつ、本市国保制度の将来にわたる安定的な運営に向け、引き続き、収納率の向上や医療費の適正化など、より一層の経営努力に取り組み、財政運営の健全化を図ることが必要であり、そのためにも、本協議会がその機能を十分に発揮し、本市国民健康保険事業の健全かつ安定的な運営に尽力すべき責務を強く感じているところであります。

どうか委員の皆様方の、これまで以上のご支援、ご協力をお願いいたしまして、簡単ではありますが、就任の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

【事務局】 ありがとうございました。それでは、宇都宮市国民健康保険規則第4条に基づきまして、これからの進行につきましては、塚原会長をお願いいたします。

【会 長】 それでは早速ですが、会長職務代理者の選出を行います。選出方法について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 会長職務代理者の選出につきましては、会長の選出同様「公益を代表する委員の中から選出する」こととなっております。また、選出方法につきましても、会長の選出同様、宇都宮市国民健康保険規則第15条により、無記名投票とされておりますが、委員の皆様には異議がないときは、「指名推薦の方法を用いることができる」と規定されておりますことから、従来、この指名推薦の方法で会長職務代理者の選出を行ってきたところであります。

【会 長】 ただ今、事務局から説明がありましたように、従来、指名推薦の方法により、選出しておりましたので、指名推薦により会長職務代理者を選出することで、いかがでしょうか。

【委 員】 （異議なしの声）

【会 長】 御異議がないようですので、指名推薦とさせていただきます。どなたか推薦をお願いいたします。

【委 員】 会長職務代理者には、宇都宮市全体の社会福祉の向上のために尽力されている宇都宮市社会福祉協議会の副会長である「大貫委員」を推薦いたします。

【会 長】 ただ今、廣田委員から、「大貫委員」を推薦する旨の発言がありましたが、いかがでしょうか。

【委 員】 （異議なしの声）

【会 長】 御異議ございませんので、会長職務代理者は「大貫委員」に、決定をいたします。大貫委員、よろしく願いいたします。

次に、会議録署名委員の選出を行います。宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、会議録に署名すべき委員は、議長のほか2名を議長が会議に諮って定めることになっておりますので、「半貫光芳委員」と「片山辰郎委員」にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委 員】 （異議なしの声）

【会 長】 御異議ございませんので、今回の会議録署名委員は「半貫光芳委員」と「片山辰郎委員」にお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、進めて参ります。次第の2「市長からの諮問について」でございますが、当運営協議会に対しまして市長から諮問があるようです。よろしくお願いたします。

【副市長】 (諮問書の読み上げ(副市長が代読))

【会 長】 それではここで、副市長から御挨拶をいただきたいと思ひます。

【副市長】 (副市長挨拶)

【会 長】 ありがとうございます。副市長には、ここで、退席いただきます。

ただ今、市長から諮問を受けましたので事務局から諮問書の写しをお配りします。

それでは、市長からの諮問につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 ただ今、市長から諮問させていただきましたとおり、今後の会議におきまして、国民健康保険税の税率の見直しを含めた財政健全化の在り方について御協議いただき、答申をいただきたいと存じます。

本市では、2年ごとに保険税の税率を見直しており、協議会から答申をいただきましてから、今後2年間の保険税率など決定してまいりますので、どうぞ、よろしくお願いたします。

【会 長】 諮問に関する協議は、次回の会議から行っていきたいと思ひますので、委員の皆様にはよろしくお願いたします。

それでは議事に入りたいと思ひますが、会議次第に従いまして、進めて参ります。

議事の(1)報告事項に移ります。「報告第1号 平成26年度国民健康保険特別会計の決算状況(見込み)について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会 長】 事務局の説明が終わりました。御意見・御質問がありましたら、お願いたします。

【委員】 いくつか質問をさせていただきます。まず、歳出の総務費の中で「国民健康保険新業務システム開発委託料」とありますが、この内容がどのようなものなのか、あわせて、この支出が平成27年度以降も続いていくのかも教えてください。

続いて保険給付費についてですが、本日の諮問にも、「国民健康保険税収入の低調が続いている一方、歳出においては、医療費が年々増大しており、厳しい状況にあります。」とありましたが、保険給付費を見ますと、前年度とほとんど変わっていません。これは、被保険者の受診状況が前年度と同じような状況であったためかと思いますが、前年度と同程度にとどまった要因は何であったと考えるか、お聞かせください。

また、保健事業費についてですが、健康づくりの活動費と人間ドック・脳ドックの平成25年度の実績を、今年度と比較して教えてください。

次に、保健指導費については、前回の会議でも申し上げましたが、医療費抑制のためにも重要な事業であると考えますが、平成26年度に実施した具体的な取組について教えてください。

最後に、歳入についてであります。財政調整交付金について、震災被災の保険者に対する財政支援が、いわゆる特別調整交付金ということで増になっていますが、この交付金は今後も引き続き交付される見通しがあるのかどうか教えてください。

【事務局】 委員のご質問の第1点目、「国民健康保険新業務システム開発委託料」についてお答えいたします。国民健康保険に関する業務は、資格管理、給付、税の賦課・徴収、滞納整理などに渡りますが、これまでも、全て電算システムを用いて業務を行ってきております。現在使用している電算システムは平成4年に導入したホストシステムであり、20数年が経過しております。

市では、国保のほかにも主だったもので、住基や住民税、子ども医療など様々な電算システムがホストシステムに組み込まれておりますが、庁内にある電算システムについては、平成33年度までに全て新たにパッケージシステムに開発移行するという方針が、情報化推進本部

から出されております。

その一環として、国保システムにつきましても、平成26年度・27年度の2カ年をかけて開発を行い、平成28年度当初から新たなシステムで運用を開始する予定であり、現在取りかかせていただいているところであります。開発委託費用につきましては、全体で約2億8,800万円であり、2カ年でありますので、内訳は、平成26年度が約1億2,400万円、平成27年度が約1億6,400万円となっております。

【事務局】 委員のご質問の2点目になりますが、保険給付費につきましては、ご指摘のとおり、全体では対前年比で横ばいではありますが、その要因の一つとして被保険者数の減少が考えられます。被保険者数の減少につきましては、この3カ年で年々減少幅が大きくなっている状況にありまして、平成26年度は年間平均でマイナス1.5パーセント、2千人を超える減少となっております。

その一方で、被保険者の高齢化や、医療技術の高度化に伴って、一人当たりの医療費につきましては年1.6パーセントほど増加をしている状況にあります。全体としましては、雇用状況の改善で、若年層の被保険者の被用者保険の加入が進んでいる状況や、被保険者の後期高齢者医療制度への移行が背景にあり、被保険者の総数が減少したことにより、保険給付費全体としては、平成25年度とほぼ同規模に抑えられたものと捉えているところでございます。

続きまして、平成26年度に実施した保健事業についてであります。特定検診につきましては、平成25年度の実診率で25.3パーセント、平成26年度につきましては、法定報告の数字がまだ固まっておりませんが、7月末現在で27.1パーセントということで、対前年比約2パーセント向上しているところであります。こちらにつきましては、様々な受診率向上のための取組を行った成果と考えているところですが、様々な媒体による周知啓発や、地区巡回検診などの受診機会を拡充したこと、平成26年度につきましては受診者の特性に応じた勧奨ハガキを送付したこと、また、健診PR応援事業で民間企業、健康づくり推

進員と連携した普及啓発事業の取組等を行なったことによるものと評価をしているところ
あります。目標値との比較におきましては、まだ達成に至っていない状況でありますことか
ら、引き続き取組を行う必要があると考えているところです。主な強化していきたい取組と
しては、未受診者の特性に応じた勧奨の強化、今年度は新たにコールセンター等を活用した
健診予約システムの構築などによって、健診予約の利便性を高めることで、健診の受診率を
更に向上させていきたいと考えているところであります。

健康指導費につきましては、主な取組が3点ほど資料に記載されておりますが、医療費通
知につきましては、被保険者がご自身のかかった医療費に関する認識を高めていただくため
や、医療機関の診療報酬をチェックするために、医療費の請求状況を通知しているものです。
2点目の後発医薬品差額通知の送付につきましては、平成26年度は通知送付の対象を大幅
に拡大いたしまして、それまでの18歳以上を対象としておりました年齢制限の撤廃や、医
事薬剤費についての差額幅もそれまでの300円以上から100円以上に拡大するなどいた
しまして、ジェネリックへの切り替えの促進を強化してきたところでございます。こちらに
つきましても、国からも目標が示されておりますが、4月調剤分における新数量シェアで昨
年度1年間に対前年比で5.6パーセントのシェアの拡大が図れたということ、通知を送付
したことによる削減効果額も、7月現在で年間4,100万円余となったところでございま
す。これらの取組につきましても継続し、平成27年度もジェネリックへの転換を促進して
いきたいと考えているところであります。

【事務局】 財政調整交付金の震災分のご質問にお答えいたします。平成26年度には、東日本
大震災で被災した保険者に対する国の財政支援がございまして、当該財政支援分につきまし
ては、今年の3月31日付けで、国から7億500万円余の交付決定を受けたところでござ
います。しかしながら、平成26年度の最終予算であります3月補正予算につきましては、
今年の3月4日付けで議決を受けたということで、予算では見込むことができず、予算現額
に対して大幅な増といった状況になっております。平成27年度のこの措置につきましては、

国からの通知が示されておりませんので、今後この財政支援が引き続き行われるかどうかにつきましても、現時点では不明の状況でございます。

【事務局】 先ほど、人間ドック・脳ドックの平成25年度の人数のご質問がございましたので、お答えいたします。平成25年度につきましては、人間ドックが2,707人、脳ドックが279人で、合計で2,986人となっております。

【会長】 そのほか御意見・御質問等ありますか。

【委員】 歳入にある出産育児一時金補助金の予算現額が1,000円となっておりますが、実際に1,000円なのでしょうか。国の補助金は終了とも記載されていますので、状況を教えてください。

【事務局】 出産育児一時金補助金につきましては、摘要欄にも記載させていただきましたとおり、平成21年から国の政策に基づき暫定的に4万円を引き上げていたため、その一部について国から補助がありましたが、平成23年度から4万円の引き上げが恒久化されたことに伴い、平成24年4月以降の出産分につきましては国からの補助は廃止されました。実際の補助金額の見込みが1,000円ということではございませんが、被保険者からの出産育児一時金の請求遅れ分に対する当該補助金が、平成26年度になってから入ってくる可能性もありましたので、費目存置として会計上その項目を残すために、この数字を残して会計処理をしたものであります。実際は入ってきておりませんので、決算はゼロということを示してございます。

【会長】 よろしいでしょうか。それでは次に、「報告第2号 平成27年度国民健康保険税の賦課状況について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会長】 事務局の説明が終わりました。御意見・御質問がありましたら、お願いいたします。

【委員】 「国民健康保険税について」のチラシは、いつ、誰に対して配布されるものなのでしょうか。というのも、書かれている内容が非常に難しく、自分で国保税額を計算してみよ

うとなった時に、できないのではないかと思います。

もう1点は、報告第2号を見ますと、軽減額の世帯数が増加しています。先ほどの説明ですと、高齢者が増えてその方たちがお亡くなりになるか、若年層で国保に加入していた方が、雇用状況が改善されたことにより脱退し、所得が低い層が国保に残ったために軽減世帯の割合が高くなったためと理解しました。もしそうだとすると、これからも同じような状況が続くと思うのですが、この軽減額の世帯は今後更に増加するということなのでしょうか。

【事務局】 1点目のチラシについてであります。毎年4月1日以降に窓口で加入される方ですとか、税の相談をされる方に対し、このチラシをお示しし、お渡ししているところであります。また、国民健康保険税については7月1日に当初の納税通知書を被保険者世帯に郵送しているところですが、その封筒の中にもこのチラシを同封しております。

内容が難しいのではないかというお話がございましたが、納税通知書の中にも、どなたが対象になって、どの方の所得がいくらで、何月から何月分までが対象になってといった内容が記載はされているのですが、それがどのように課税になっていくのか、軽減されていくのかといった、制度そのものについてご理解をいただくためのチラシであります。また、例えば75歳以上になった際の後期高齢者制度への移行についてですとか、年度途中での転入された際など、様々なケースがございますが、特にご質問の多いケースについて、チラシにまとめさせていただいている状況であります。どうしても国民健康保険税の課税の仕組み自体が複雑な仕組みになっておりまして、ごくごく分かりやすく簡単にと心がけたものが、このチラシとなっております。委員の難しいというお話も良く分かりまして、私どもも悩んでいるところですが、これ以上簡略化してしまうと、誤解を招く恐れがあるということで、ぎりぎりこのような表現まで簡略化したというところがございます。

2点目の軽減制度の結果ということで、資料の9ページの「3 軽減額の内訳」の中で、昨年と比較し増加しておりますが、先ほど事務局から一部説明を申し上げましたが、低所得者が一定の所得の基準に応じまして、7割・5割・2割の基準で均等割、平等割が軽減され

る全国一律の措置でございます。例えばチラシの見開きの右上の部分に、7割減では33万以下などの基準が定められておりますが、この基準が、平成26年度に大幅に引き上げられました。そのことにより、軽減制度に該当される方がかなり増加したところでございます。5割・2割の方がかなり増加したのですが、平成27年度にさらに見直しが行われまして、また多少増加したところでございます。この基準が大きく変わりますと、軽減制度に該当する方がかなり増えるということが、一番の主な要因となっております。この他にも、被保険者世帯の所得が下がれば、今までは軽減制度に該当しなかったけれども、今年は所得が少なかったということで、新たに軽減に該当するといった世帯も出てまいります。そういった微妙な動きもございますが、一番大きな要因は、この軽減制度の基準が平成26年度・27年度と拡大されてきたことによって、対象者や軽減額が増えてきたというところにあるかと思えます。今後でございますが、もし基準が変わって基準が引き上げられれば、軽減の対象がまた大きく増えるといったことがあるかもしれませんし、市内の国保の対象世帯の所得状況が悪くなっていくようなことがあれば、軽減に該当する方が増える可能性もあるというところであります。

【会 長】 よろしいでしょうか。ほかに御意見・御質問がありましたら、お願いいたします。

【委 員】 チラシについてですが、先ほど誰がいつ、どういうことかという質問があったので、私もお聞きしたいのですが、本当は何をお伝えしたいのでしょうか。国民健康保険税についての仕組み、納付、税額決定についてなど、情報が盛りだくさんになってしまっています。税額の計算式や、あなたの税額はこうなりますよというのは、私は納税通知書の中で示したほうが、通知書では前年度の所得も分かりますので、源泉徴収票を敢えて見る必要もないですし、良いと思います。また、自営業者や年金受給者は源泉徴収票ではなく自ら確定申告を行いますので、税額を計算してみようという場合、もしチラシを出すのであれば、私は確定申告の直後が効果的だと思います。これを4月に出すということであれば、本当に伝えたいことは何でしょうか。私は、チラシには、納期限についてのお知らせですとか、口座振替の

紹介ですとか、軽減措置というものがありますので該当する皆さまはご連絡くださいですか、後期高齢者に移行する方などはこういった特例がありますのでお問い合わせくださいといったメッセージを載せるべきだと思います。今のチラシにはメッセージとしてではなく単なる仕組みとして、国保のことだけをお知らせしているので受け手側が分からないのであって、国保の税額などは通知書で済むのであれば、そういったものはチラシに載せないほうが良いと考えます。下に該当する方は、よろしければご連絡くださいといったほうが親切ですし、紙面も A4 両面で足りるかもしれません。滞納がこうなった場合は差し押さえがありますなどのメッセージを入れるほうが良いのではないのでしょうか。納税通知書に滞納があったら差し押さえしますとの記載がありましたら批判等があるかもしれませんが、チラシであればメッセージということでご理解いただけるとと思います。何を伝えたいか、何を覚えてもらいたいかということをも明確化すると、シンプルで伝わりやすいと思いますがいかがでしょうか。

【事務局】 委員のおっしゃることも、事務局としては十分分かります。実際に今月の 1 日に納税通知書を発送しましたところ、かなり反応が返ってまいりました。その中で国保税の仕組みについてのお問い合わせもかなりの数にわたるのですが、どこにも書いていないとおっしゃる方がかなりの数いらっしゃる状況でございますので、少なくとも何かしら触れる形でお配りをしておかないとということ、毎年作成させていただいているところでございます。

【委員】 改めてお聞きしますが、このチラシを発行したのはいつでしたか。

【事務局】 4 月 1 日からお配りしております。

【委員】 納税通知書は 7 月 1 日に発送ですよ。

【事務局】 納税通知書は 7 月 1 日に発送になっております。

【委員】 本当であれば、4 月 1 日以降 7 月 1 日の間に問い合わせがあり制度を聞けば、なるほどこういう風な質問があったけれども、いざ納税通知書が届いてから問い合わせということであれば、4 月にチラシを配布する意味がないのではないのでしょうか。これを発行しなけ

ればその分の経費が助かるのではないのでしょうか。いざ税額が決定してから、皆さんこのように我に返ることが多いということが、問い合わせが7月1日以降に多いということで自ら回答されていますが、そうであれば、4月1日から7月1日までの間に何を知っておいてもらいたいのか、もっと絞っておかないと、たくさん情報を載せておいたから我々は説明責任を果たしましたということではないと思います。先に発送しておきましたから、あなたが見ていないのが悪いのですよではなくて、どんな人が見ても7月1日までに最低限何を知っておいてもらいたいのかに絞ったほうが余程良いと思います。先ほど、「そうは言うけれど問い合わせがきますので。」という回答がありましたが、そうであれば本来4月1日から7月1日の間に問い合わせが来るのが、このチラシの効果であり、そうでない状況にあることについて、私は真摯に反省すべきであると思います。

【事務局】 こちらのチラシについては、4月1日からお配りしていると先ほど申し上げましたが、当然窓口に来られて新たに国民健康保険に加入される方、そういった方にもチラシなどで簡単にご説明させていただいております。そのためにはやはり、このようなチラシが必要であるということで、4月からお配りをさせていただいているところでございます。

【会 長】 ほかに御意見・御質問がありましたら、お願いいたします。

【委 員】 このチラシについての意見ですが、私としてはこの計算式は書かれてあって非常に助かっています。分かりにくいかもしれませんが、時間をかければ何とか出せますので、全く情報の提供がないよりも、こうしてあったほうが私としては助かります。ただ、問題としては、私も市役所の窓口に行ってこれをもったのですが、出来ればインターネットでも公開していただけると、非常に助かります。こちらの軽減の情報などは掲載されていたほうが良いかと思いますので、A4サイズ1枚よりも少し長めのほうが、嬉しいかなと思います。ただ、経費の問題等もあるかと思うので、不足する部分についてはインターネット等で情報の提供を厚くするのもひとつの手かなと思います。

【会 長】 ご意見・ご要望でよろしいですね。ほかにございませんか。それでは次に、議事の

「(2) その他」に移ります。委員の皆様からは何かありますでしょうか。

【委員】 要望ということでとってください。税率改定を視野に入れながら、この運営委員会を開催されていくと思うのですが、標準となる所得階層の世帯についての、現状の国保の課税額と各税率改定によって影響する課税額がどのようになるのか、それが国保の標準世帯と協会けんぽ等の標準世帯を比較して、税額負担がどうなのかという議論が、改定時に毎回でてきて、それに対し事務局が次回までにお示しいたしますということが続いています。国保と他の健康保険との仕組み上の違いとは別に、加入者の方々がそれぞれ所得に応じてどれだけ負担しているのかという現状を、事前に委員の皆さんに資料提供していただけるとありがたいということで、要望させていただきます。

【会長】 ほかにございませんか。

【委員】 私も4期連続で、この国保には関わっているのですが、前回の協議会の際に医療費削減を目指す啓発的な事業として、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局を皆さん持つことが、医療費削減を大きく進展させることになるという啓発ポスターを、協会けんぽさん等と共同で作らしようという案があり、前向きに検討していくという事だったのですが、それは実現されているのかどうかということをお教えください。

【事務局】 昨年度末にそういったご意見をいただき、今年度に入りまして、協会けんぽさんと色々ご相談をしながら、連携して作っていくような形でただ今話しを進めているところでございます。

【会長】 ほかにございませんか。それでは次に大きな4の「その他」に移ります。

議事以外のことで、まず、委員の皆様からは何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、事務局からは、何かありますか。

【事務局】 協議会の今後の日程について御説明いたします。資料の一番最後になりますが、右上に「その他」と記載しております「平成27年度協議会の開催予定」を御覧ください。今年度につきましては、会議を全5回程度予定しております。開催時間につきましては本日と

同様に、すべて午後4時30分からになります。

次回第2回の会議が、8月27日（木）に、こちらは本庁舎の外になりますが、宇都宮市市民活動センターの3階の304視聴覚室にて開催をさせていただきます。場所については、下方の地図をご参照ください。なお、大変恐縮ですが、こちらは駐車場が大変少ないことから、お車でお越しの場合は、市役所の無料駐車場か、最寄の有料駐車場のご利用をお願いいたします。また、調整中の会場につきましては、決定次第ご連絡をさせていただきます。事務局からは以上でございます。

【会 長】 他にありませんか。

ないようですので、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。長時間、熱心な御討議をいただき、ありがとうございました。それでは事務局へお返しいたします。

【事務局】 塚原会長、そして委員の皆様、本日は、ありがとうございました。以上をもちまして、平成27年度第1回宇都宮市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

（閉会 午後5時50分）

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長 塚原毅繁

委 員 半田茂芳

委 員 片山辰郎